

バリアフリー改修工事に伴う 固定資産税の減額について

平成19年度税制改正において、固定資産税に係るバリアフリー改修工事促進税制が創設されました。この制度により、住宅に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、当該住宅（家屋）に係る固定資産税が減額されます。

1 減額の対象となる住宅の要件

- ① 新築された日から10年以上を経過した住宅であること（賃貸住宅除く）
- ② 平成19年4月1日から令和8年3月31日までの間に、自己負担額が一戸当たり50万円超のバリアフリー改修工事が行われたものであること
※高齢者・障害者住宅改造費補助金等の交付や介護保険の給付金を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額を算定します。
- ③ 次のいずれかの方が居住する既存の住宅であること
 - (1) 65歳以上の方
 - (2) 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - (3) 障害者の方
- ④ 次に示すいずれかの工事であること(改修後の面積は50㎡以上280㎡以下であること)
 - (1) 廊下の拡幅
 - (2) 階段勾配の緩和
 - (3) 浴室の改良
 - (4) 便所の改良
 - (5) 手すりの取付け
 - (6) 床の段差解消
 - (7) 引き戸の取替え
 - (8) 床表面の滑り止め化

2 減額される期間と範囲

- ① バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税が減額されます。
- ② 1戸当たり100㎡相当分までの税額の3分の1分が減額されます。

床面積	減額率
1戸当たりの床面積が100㎡以下のもの	税額の3分の1
1戸当たりの床面積が100㎡以上のもの	100㎡分の税額の3分の1

※都市計画税は減額されません。

申請方法及び必要書類等は裏面に記載しております。

3 申請方法

「バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに改修完了後 3 ヶ月以内に柴田町役場税務課固定資産税班までご提出ください。

※必要書類

- ① 納税義務者の住民票の写し
- ② 改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容及び費用を確認できるもの）
- ③ 改修工事箇所の写真
- ④ 領収書（改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの）
- ⑤ 住宅改造補助金及び介護保険給付金の決定通知書等の写し
- ⑥ 居住要件の区分に応じた書類
 - ・ 65歳以上の方 → 住民票の写し
 - ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方 → 介護保険の被保険者証の写し
 - ・ 障害者の方 → 身体障害者手帳、療育手帳の写し

※②③④の書類については、建築士又は登録住宅性能評価機関等の発行する証明を添付することで代えることができます。（証明の書式に定めはありません）

問合せ先 柴田町役場税務課固定資産税班

宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目 3 番 45 号 電話 0224-55-2116（内線 156）